

## 線状降水帯の機構解明及び予測技術向上に資する研究の推進に関する協定書

気象庁気象研究所（以下「気象研究所」という。）と、本協定の全ての参加者が互いに協力し、線状降水帯の発生・停滞・維持等の機構解明（以下「機構解明という。」）及び予測技術向上に資する研究を推進するため、本協定書を定める。

### （目的）

第1条 本協定は、気象研究所長及び本協定の全ての参加者との間の協力関係について定め、気象研究所が中心となり国内の大学等研究機関の英知を集め、線状降水帯の機構解明及び予測技術向上に資する研究（以下「本協定に関する研究」という。）を推進し、その成果を線状降水帯の予測精度向上に繋げることを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定における用語の意義は、次の表に掲げるとおりとする。

用語	意義
参加者	第10条（参加手続き）の参加手続きを経て本協定への参加を認められた者及び気象庁の研究・開発部門の者
有効期間	第8条（有効期間）に規定する本協定の有効期間
協定参加者	気象研究所長及び本協定の全ての参加者
協定データ	協定参加者により、本協定に使用することを目的として提供された気象データ
提供者	協定データの権利を有する参加者
利用条件	協定データの利用に関して提供者が付する条件
派生データ	協定データに対し技術的に復元困難な加工等が施された気象データであって協定データと同一性が認められないものとみなされるもの
営業日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日
線状降水帯データベース装置	オンラインにより協定参加者間で協定データのデータ交換を行うことを目的とし、気象研究所が運用するシステム。

### （研究体制）

第3条 気象研究所長は、第1条の目的を達成するため、自ら本協定に関する研究を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 協定参加者は、本協定に関する研究を推進するため、他の協定参加者に対し、科学的な知見、助言の提供その他の協力を求めることができる。
- 3 気象研究所長は、協定参加者の求めに応じて、前項の協力に係る協定参加者同士

の関係の構築に関して必要な調整その他の助力を行うものとする。

(英知の結集)

第4条 気象研究所長は、協定参加者の協力その他の取り組みにより得られた研究の成果を結集し、これらの成果が線状降水帯の予測精度向上の推進に活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 気象研究所長は、前項の規定により結集された成果を発表会の開催その他の適宜の方法により公表するものとする。
- 3 前2項の規定による気象研究所長の取り組みの実施に当たっては、協定参加者による研究成果の活用、研究成果の発表その他の取り組みとの調和を図り、十分な調整のもと行われるものとする。

(協議会)

第5条 気象研究所長は、第3条第1項の措置の一環として、本協定における意見交換の場（以下「協議会」という。）を設けることができるものとする。

- 2 協議会の参加者は、協定参加者のみとする。

(共同研究契約)

第6条 協定参加者は、本協定に関する研究を推進するため必要と認められるときは、他の協定参加者との間で協定データを取得することを目的とした共同研究契約、又は協定データを用いた研究を行うことを目的とした共同研究契約を締結し、本協定に関する研究を推進することができる。

- 2 協定参加者は、前項の規定により共同研究契約（気象研究所長が契約当事者とならないものに限る。）を締結したときは、遅滞なくその旨を気象研究所長に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 協定参加者は、本協定に基づく協力を通じて知り得た公知でない情報を第三者に漏洩してはならない。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、令和4年5月19日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに気象研究所長から協定参加者に対して本協定を解消する旨の通知がないときには、さらにこれを1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(参加者の要件)

第9条 本協定への参加の要件は、次の各号のいずれかの機関に雇用されている研究者もしくは学生等（ただし、雇用されている研究者が責任を負える者のみ）であって、本協定に関する研究を実施する能力のある者とする。

- (1) 国及び地方公共団体の試験研究機関。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校及びその附属研究機関（高等学校は含まない）。

- (3) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 3 項に規定する国立研究開発法人。
- (4) 気象庁の研究・開発部門
- (5) 気象研究所長が前 4 号に掲げる機関と同等と認める機関。

（参加手続き）

- 第 10 条 前条の要件を有する者が本協定に参加しようとする場合には、気象研究所長が定める様式により、所属機関の長の承認を得たうえで気象研究所長あて申請をするものとする。ただし、気象庁の研究・開発部門については申請を不要とする。
- 2 気象研究所長は、前項の申請書を受理した場合には、申請者が前条の要件に該当すること及び申請の目的が本協定に関する研究の推進に合致することを確認するものとする。
  - 3 気象研究所長は、前項を確認するとともに、その時点における協定参加者に異議の有無を確認したうえで、申請を適切と認めるときは、申請者に参加の承諾をするものとする。
  - 4 第 2 項又は前項の確認の結果、参加を拒否する場合には、気象研究所長は、その旨について理由を付して申請者あて通知するものとする。
  - 5 令和 4 年 5 月 31 日までに提出された申請については、気象研究所長は、第 3 項に規定する協定参加者への異議の有無の確認を省略することができる。

（規約の変更）

- 第 11 条 気象研究所長は、変更希望日の 10 営業日前までに、協定参加者へ通知することにより、同日をもって、本協定の一部を変更することができる。この場合においては、気象研究所長は、協定参加者に対し速やかに協定の変更の内容について通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、協定の目的及び参加者の権利に関する重要な変更については、気象研究所長は、協定参加者全員の承諾を得るものとする。
  - 3 協定参加者は、第 1 項の規定により通知された協定の変更が前項の重要な変更該当すると思慮するときは、当該通知を受け取ってから 10 営業日以内に気象研究所長に対して異議の申し立てをすることができる。
  - 4 気象研究所長は、前項の異議の申し立てについて審査し、妥当と認めるときは、協定の変更を破棄するとともに、その旨について協定参加者に通知するものとする。

（データの提供・利用条件の設定）

- 第 12 条 気象研究所長は、特定の協定参加者が保有する気象データを協定データとして他の協定参加者に提供するよう依頼することとする。
- 2 前項の規定によるデータの提供の方法、利用条件の設定の方法、その他の協定データの提供に関する手続きについては、気象研究所長が定める。
  - 3 提供された協定データに係る権利は、提供元の機関に帰属する。

（協定データの利用について）

- 第 13 条 協定参加者は、協定データについて、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 気象研究所長が別紙で定める「線状降水帯の機構解明及び予測技術向上に資する研究の推進に関する協定書における協定データの取り扱いについて」の条項に従わず利用すること。
- (2) 提供者が定める利用条件に従わず利用すること。

(派生データの取扱い)

第14条 派生データの取扱い(当該権利の持分を含む。)については、次のとおりとする。

- (1) ある協定参加者が単独で創出した派生データは、当該参加者単独に帰属する。
- (2) ある協定参加者と他の協定参加者が共同で創出した派生データの取扱いは、当該協定参加者同士の協議により決する。

(成果の帰属)

第15条 本協定で得られた成果については、該当成果に関わる協定参加者の間にて協議の上、その取扱い(当該権利の持分を含む。)について定めるものとする。

(成果の公表)

第16条 協定参加者は、本協定の有効期間中において、本協定による研究で得られた成果を協定参加者以外の者に知らせようとするときは、事前に気象研究所長へ通知し、該当する協定データの利用条件に従って公表するものとする。

- 2 協定参加者は、本協定の有効期間終了後であっても、本協定で得られた成果を公表する際には、本協定で得られた成果である旨を記すものとする。

(線状降水帯データベース装置の運用)

第17条 気象研究所長は、協定参加者間で協定データのデータ交換を行うための装置として、線状降水帯データベース装置を気象研究所に設置するとともに、その運用方針を定めるものとする。

- 2 気象研究所長は、有効期間中、法令及び気象研究所が遵守すべき情報セキュリティ関係規定並びに前項の運用方針に従って線状降水帯データベース装置を運用するものとする。

(線状降水帯データベース装置の利用)

第18条 協定参加者は、気象研究所長の定める利用手続きにより、線状降水帯データベース装置へアクセスし利用することができる。

- 2 前項の利用手続きによりアクセスを許可された協定参加者は、線状降水帯データベース装置の利用に当たり、気象研究所長から指示された情報セキュリティ対策に関する事項を遵守しなければならない。

(参加者の脱退)

第19条 協定参加者は、本協定からの脱退を希望する場合には、気象研究所長に対し、脱退希望日の10営業日前までにその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定により協定から脱退した者がその時点で既に使用し、又は提供している協定データの取扱いについては、前項の通知後速やかに関係する協定参加者の間で

協議するものとする。

(参加者の除名)

第20条 気象研究所長は、協定参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該参加者を本協定から除名することができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 正当な事由なく本協定の運用の妨害その他の背信行為をしたと認められるとき。

(賠償責任)

第21条 協定参加者は、故意又は過失によって本協定の規約に違反し、損害が発生した場合は、違反した当事者に対してその損害の賠償を請求することができる。

(その他)

第22条 本協定に定めのない事項及びこの協定書の解釈において疑義が生じた場合は、気象研究所長及び関係する協定参加者が別途協議して決するものとする。

- 2 前項の協議の結果は、協定参加者全てに対して通知するものとする。